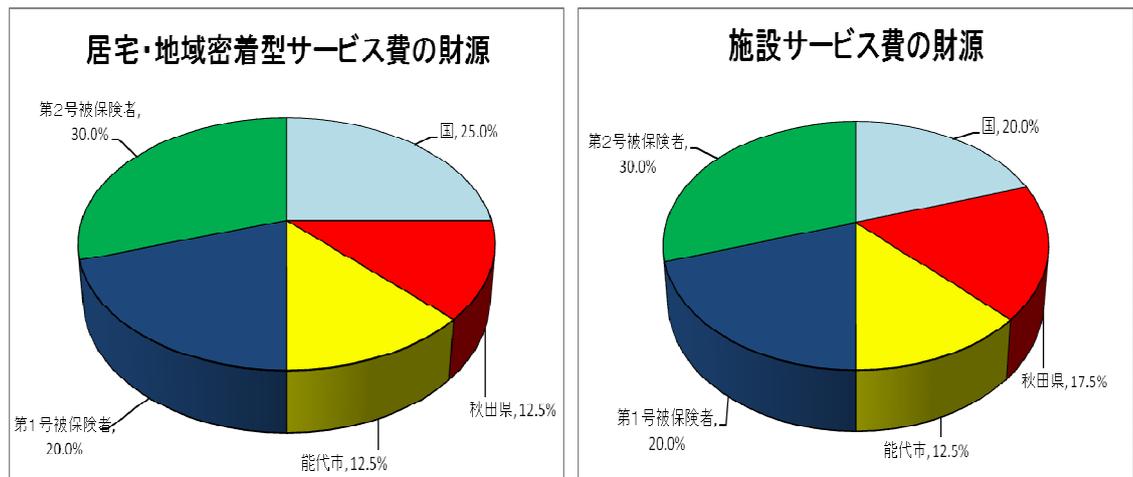


イ 介護保険事業費の財源内訳

①保険給付費の財源

介護サービスを利用する場合、費用の1割が自己負担となり残りの9割が保険から給付されます。その財源の半分は保険料（65歳以上＝第1号被保険者 20%、40～64歳＝第2号被保険者 30%）、残りは国、県、市の負担（公費）で賄います。

したがって、介護サービスの利用量に応じて高齢者全体の保険料も決まります。



②地域支援事業の財源

地域支援事業は各年度の介護給付費見込額の3%の範囲内で行うこととされています。

その財源は、介護予防事業については、半分を保険料、残りを国、県、市の負担で賄い、包括的支援事業と任意事業については、20%を第1号被保険者の保険料で、残りの80%を国、県、市が負担します。

